

1. 『中華人民共和国対外貿易法』 p 2
2. 『対外労務合作経営資格管理規則』 p 1 3

中華人民共和国對外貿易法

2004年4月6日第10期全國人民代表大會常務委員會第8次會議改正

中華人民共和國主席令
第十五號

『中華人民共和國對外貿易法』は中華人民共和國第10期全國人民代表大會常務委員會第8次會議によって2004年4月6日に改正が採択された。改正後の『中華人民共和國對外貿易法』をここに公布し、2004年7月1日より施行する。

中華人民共和國主席 胡錦濤
2004年4月6日

目次

- 第一章 總則
- 第二章 對外貿易事業者
- 第三章 貨物の輸出入と技術の輸出入
- 第四章 國際サービス貿易
- 第五章 對外貿易に関わる知的財産権保護
- 第六章 對外貿易の秩序
- 第七章 對外貿易の調査
- 第八章 對外貿易の救済
- 第九章 對外貿易の促進
- 第十章 法的責任
- 十一章 付則

第一章 總則

第一条 對外開放を拡大し、對外貿易を發展させ、對外貿易の秩序を維持し、對外貿易事業者の合法的權利利益を保護し、社會主義市場經濟の健全な發展を促進するため、本法を制定する。

第二条 本法は對外貿易および對外貿易に関わる知的財産権の保護に適用する。本法でいう對外貿易とは、貨物の輸出入、技術の輸出入および國際サービス貿易のことである。

第三条 國務院對外貿易主務部門は本法に則り、全國の對外貿易業務を主務する。

第四条 中国政府は統一的な對外貿易制度を実施し、對外貿易を奨励・發展させ、公平

で自由な対外貿易秩序を維持する。

第五条 中華人民共和国は平等互恵の原則に基づき、その他の国と地域との貿易関係を促進・発展させ、関税同盟協定や自由貿易区協定などの地域経済貿易協定を締結するか加盟し、地域経済組織に参加する。

第六条 中華人民共和国は対外貿易の面において、締結または加盟している国際条約・協定に基づき、その他の締約国（地域）・加盟国（地域）に最恵国待遇・内国民待遇などの待遇を与えるか、もしくは互恵・対等の原則に基づき、相手国（地域）に最恵国待遇・内国民待遇などの待遇を与える。

第七条 いかなる国または地域も貿易の面において、中華人民共和国に対し差別的な禁止・制限またはその他類似の措置を採る場合、中華人民共和国は実際状況に応じて当該国または当該地域に対し相応の措置を採ることができる。

第二章 対外貿易事業者

第八条 本法でいう対外貿易事業者とは、法に則り工商登記またはその他の開業手続きを行い、本法とその他関係する法律・行政法規の規定に則り対外貿易事業活動に従事する法人、その他組織または個人のことである。

第九条 貨物の輸出入または技術の輸出入に従事する対外貿易事業者は、国務院対外貿易主務部門またはそれが委託する機関で届出登記を行わなければならない。ただし、法律・行政法規および国務院対外貿易主務部門が届出登記の必要なしと定める場合は除く。届出登記の具体的な方法は、国務院対外貿易主務部門が定める。

対外貿易事業者が規定に従い届出登記をしていない場合、税関は輸出入貨物の通関手続きを受け付けない。

第十条 国際サービス貿易に従事する際は、本法とその他関係する法律・行政法規の規定を遵守しなければならない。

対外工事請負または対外労務合作に従事する事業者は、相応の資質または資格を有していなければならない。具体的な方法は国務院が定める。

第十一条 中国政府は一部の貨物の輸出入に対し国家貿易管理を実施できる。国家貿易管理を実施する貨物の輸出入業務は権限を与えられた企業のみができる。ただし、国家貿易管理を実施する貨物の一部の量の輸出入業務を権限のない企業が行うことを中国政府が認める場合を除く。

国家貿易管理を実施する貨物と事業権を与えられた企業の目録は、国務院対外貿易主務部門が国務院のその他関係部門と合同で確定・調整した上で公布する。本条第一項の規定に違反し、国家貿易管理を実施する貨物を無断で輸出入する場合、税関は許可を与えない。

第十二条 対外貿易事業者は他者の委託を受け、事業範囲内で対外貿易業務を代行することができる。

第十三条 対外貿易事業者は、国務院対外貿易主務部門または国務院のその他関係部門が法に則り定めた規定に従い、関係部門に対しその対外貿易活動に関する文書および資料を提出しなければならない。関係部門は提出者の企業秘密を守らなければならない。

第三章 貨物の輸出入と技術の輸出入

第十四条 中国政府は貨物と技術の自由な輸出入を認める。ただし、法律・行政法規に別途規定がある場合を除く。

第十五条 国務院対外貿易主務部門は輸出入状況のモニタリングの需要に基づき、輸出入が自由な貨物の一部に対し、自動輸出入許可を実施し、その目録を公布することができる。

自動許可を実施となった輸出入貨物は、荷受人・荷送人が税関の通関手続きを行う前に自動許可申請を提出した場合、国務院対外貿易主務部門またはその委託機関はこれを許可しなければならない。自動許可手続きを行っていない場合、税関は許可を与えない。

自由輸出入にあたる技術の輸出入は、国務院対外貿易主務部門またはその委託機関に対し契約書を届出て登記を行わなければならない。

第十六条 中国政府は次に掲げる原因に基づき、関係する貨物・技術の輸入または輸出を制限または禁止できる。

(一) 中国の安全、社会の公共利益または公衆道徳を維持するため、輸入または輸出を制限または禁止する必要がある場合。

(二) 人の健康または安全を守るため、動植物の命または健康を守るため、環境を保護するため、輸入または輸出を制限または禁止する必要がある場合。

(三) 金または銀の輸出入に関わる措置を実施するため、輸入または輸出を制限または禁止する必要がある場合。

(四) 中国で供給不足であるか、もしくは枯渇の恐れのある天然資源を効果的に保護するために、輸出を制限または禁止する必要がある場合。

(五) 輸出先の国または地域の市場規模に限りがあり、輸出を制限する必要がある場合。

(六) 輸出事業秩序に深刻な混乱が生じ、輸出を制限する必要がある場合。

(七) 中国の特定産業を確立するため、または確立を加速するため、輸入を制限する必要がある場合。

(八) いかなる形式の農業・牧畜業・漁業製品に対しても、輸入を制限する必要がある場合。

(九) 中国の国際的金融地位と国際収支均衡を保障するため、輸入を制限する必要がある場合。

(十) 法律・行政法規の規定に則り、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるその他の場合。

(十一) 中国が締結または加盟している国際条約・協定の規定に基づき、輸入または輸出を制限または禁止する必要があるその他の場合。

第十七条 中国政府は核分裂・核融合物質またはこの種の物質を派生する物質に関わる貨物・技術の輸出入、および武器・弾薬またはその他軍用物資に関わる輸出入に対し、あらゆる必要措置を採り、中国の安全を維持することができる。

戦時において、もしくは国際平和と安全を維持するために、中国政府は貨物・技術の輸出入の面であらゆる必要措置を採ることができる。

第十八条 国務院対外貿易主務部門は国務院のその他関係部門と合同で、本法第十六条と第十七条の規定に則り、輸出入を制限または禁止する貨物・技術の目録を制定・調整した上、公布する。

国務院対外貿易主務部門は、もしくは国務院のその他関係部門と合同で、国務院の承認を得て、本法第十六条と第十七条の定める範囲内において、前項で定める目録以外の特定の貨物・技術の輸入または輸出の制限または禁止を臨時に決定することができる。

第十九条 中国政府は輸入または輸出を制限する貨物に対し、割当額・許可証などの方式の管理を実施する。輸入または輸出を制限する技術に対しては、許可証管理を実施する。

割当額・許可証管理を実施する貨物・技術は、国務院の規定に従い、国務院対外貿易主務部門の、もしくはそれと国務院のその他関係部門との合同による許可を得て、はじめて輸入または輸出ができる。

中国政府は一部の輸入貨物に対し関税割当管理を実施できる。

第二十条 輸出入貨物の割当額・関税割当額は、国務院対外貿易主務部門または国務院のその他関係部門がそれぞれの職責範囲内において、公開・公平・公正・効果の原則に従い、配分を行う。具体的な方法は国務院が定める。

第二十一条 中国政府は統一的な商品適合性評価システムを実施し、関係する法律・行政法規の規定に基づき、輸出入商品に対し認証・検査・検疫を行う。

第二十二条 中国政府は輸出入貨物に対し原産地管理を行う。具体的な方法は国務院が定める。

第二十三条 文化財並びに野生動植物およびその製品などに対し、その他の法律・行政法規に輸出入を禁止または制限する規定がある場合、関係する法律・行政法規の規定に則り執行する。

第四章 国際サービス貿易

第二十四条 中華人民共和国は国際サービス貿易の面において、締結または加盟している国際条約・協定の中で行った承諾に基づき、その他の締約国（地域）・加盟国（地域）に市場アクセスと内国民待遇を与える。

第二十五条 国務院対外貿易主務部門と国務院のその他関係部門は、本法とその他関係する法律・行政法規の規定に則り、国際サービス貿易に対して管理を行う。

第二十六条 中国政府は次に掲げる原因に基づき、関係する国際サービス貿易を制限または禁止できる。

（一）中国の安全、社会の公共利益または公衆道徳を維持するため、制限または禁止する必要がある場合。

（二）人の健康または安全を守るため、動植物の命または健康を守るため、環境を保護するため、制限または禁止する必要がある場合。

（三）中国の特定サービス産業を確立するか、確立を加速するため、制限する必要がある場合。

（四）中国の外為収支バランスを保障するため、制限する必要がある場合。

（五）法律・行政法規の規定に則り、制限または禁止する必要があるその他の場合。

（六）中国が締結または加盟している国際条約・協定の規定に基づき、制限または禁止する必要があるその他の場合。

第二十七条 中国政府は軍事に関わる国際サービス貿易、および核分裂・核融合物質またはその種の物質を派生する物質に関わる国際サービス貿易に対し、あらゆる必要措置を採り、中国の安全を維持することができる。

戦時において、もしくは国際平和と安全を維持するために、中国政府は国際サービス貿易の面においてあらゆる必要措置を採ることができる。

第二十八条 国務院対外貿易主務部門は国務院のその他関係部門と合同で、本法第二十六条・第二十七条およびその他関係する法律・行政法規の規定に則り、国際サービス貿易市場アクセス目録を制定・調整した上で公布する。

第五章 対外貿易に関わる知的財産権保護

第二十九条 中国政府は知的財産権に関係する法律・行政法規に則り、対外貿易に関わる知的財産権を保護する。

輸入貨物が知的財産権を侵害し、対外貿易秩序も害する場合、国務院対外貿易主務部門は、権利侵害者が生産・販売する関連の貨物の輸入を一定期限内は禁止するなどの措置を採ることができる。

第三十条 知的財産権のライセンサーに、ライセンス契約中の知的財産権の有効性に対するライセンシーによる異議申立の抑止、強制的な包括ライセンス、ライセンス契約中で排他的グラントバック条件を規定するなどの行為のうちのいずれか一つがあり、対外貿易の公平な競争秩序を害する場合、国務院対外貿易主務部門は必要な措置を採って害を取り除くことができる。

第三十一条 その他の国または地域が知的財産権保護の面で中華人民共和国の法人、その他組織または個人に内国民待遇を与えないか、もしくは中華人民共和国を出所とする貨物・技術または役務に対し、充分で有効な知的財産権保護を与えることができない場合、国務院対外貿易主務部門は本法とその他関係する法律・行政法規の規定に則った上、中華人民共和国が締結または加盟している国際条約・協定に基づき、当該国または当該地域との貿易に対し必要な措置を採ることができる。

第六章 対外貿易の秩序

第三十二条 対外貿易事業活動においては、独占禁止に関わる法律・行政法規の規定に違反して独占行為を行ってはならない。

対外貿易事業活動において独占行為を行い、市場の公平な競争を害する場合、独占禁止に関わる法律・行政法規の規定に則り処理する。

前項の違法行為があり、対外貿易秩序を害する場合、国務院対外貿易主務部門は必要な措置を採り、害を取り除くことができる。

第三十三条 対外貿易事業活動においては、不当な低価格による商品販売、談合入札、虚偽広告の発信、商業賄賂などの不正競争行為を行ってはならない。

対外貿易事業活動において不正競争行為を行った場合、不正競争防止に関わる法律・行政法規の規定に則り処理する。

前項の違法行為があり、対外貿易秩序を害する場合、国務院対外貿易主務部門は当該事業者の関係する貨物・技術の輸出入を禁止するなどの措置を採り、害を取り除くことができる。

第三十四条 対外貿易活動においては、次に掲げる行為があってはならない。

(一) 輸出入貨物の原産地表記の偽造・変造、輸出入貨物の原産地証書・輸出入許可証・輸出入割当額証明またはその他の輸出入証明文書の偽造・変造または売買。

(二) 輸出戻し税の詐取。

(三) 密輸。

(四) 法律・行政法規の定める認証・検査・検疫逃れ。

(五) 法律・行政法規の規定に違反するその他の行為。

第三十五条 対外貿易事業者は対外貿易事業活動において、中国政府の外国為替管理に関わる規定を遵守しなければならない。

第三十六条 本法の規定に違反し、対外貿易秩序を害する場合、国務院対外貿易主務部門は社会に公告できる。

第七章 対外貿易の調査

第三十七条 対外貿易秩序を維持するため、国務院対外貿易主務部門は自らまたは国務院のその他関係部門と合同で、法律・行政法規の規定に則り、次に掲げる事項について調査を行うことができる。

- (一) 貨物の輸出入、技術の輸出入、国際サービス貿易が中国の産業およびその競争力に与える影響。
- (二) 関係する国または地域の貿易障壁。
- (三) 法に則りアンチダンピング、反補助金またはセーフガードなどの対外貿易救済措置を採るべきか否かを確定するために調査が必要な事項。
- (四) 対外貿易救済措置を回避する行為。
- (五) 対外貿易における中国の安全利益に関わる事項。
- (六) 本法第七条、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条、第三十二条第三項、第三十三条第三項の規定を執行するために調査が必要な事項。
- (七) その他対外貿易秩序に影響し、調査が必要な事項。

第三十八条 対外貿易調査を発動する際、国務院対外貿易主務部門が公告を公布する。調査は書面アンケート、公聴会の開催、実地調査、委託調査などの方式で行うことができる。

国務院対外貿易主務部門は調査結果に基づき、調査報告書を提出するか処理裁定を出した上、公告を公布する。

第三十九条 関係する事業者または個人は対外貿易調査に協調・協力しなければならない。

国務院対外貿易主務部門と国務院のその他関係部門およびその職員は対外貿易調査を行う際、知り得た国家機密と企業秘密に対し守秘義務を負う。

第八章 対外貿易の救済

第四十条 中国政府は対外貿易調査の結果に基づき、適切な対外貿易救済措置を採ることができる。

第四十一条 その他の国または地域の製品が正常な価値より低いダンピング方式によって中国の市場に入り、すでに確立している中国の産業に対し実質的損害を与えるか実質的損害の脅威が生じた場合、もしくは中国の産業の確立に実質的障害となる場合、中国政府はアンチダンピング措置を採り、この種の損害または損害の脅威または障害を除去または

軽減できる。

第四十二条 その他の国または地域の製品が正常な価値より低く第三国の市場に輸出され、中国ですでに確立している国内産業に実質的損害を与えるか実質的損害の脅威が生じた場合、もしくは中国の国内産業の確立に実質的障害となる場合、国内産業からの申し立てに応じ、国務院対外貿易主務部門は当該第三国政府と協議を行い、適切な措置を採るようこれに求めることができる。

第四十三条 輸入した製品が直接または間接に輸出国または地域の与える何らかの形式の個別的な補助金を受け、すでに確立している中国の産業に実質的損害を与えるか実質的損害の脅威が生じた場合、もしくは中国の産業の確立に実質的障害となる場合、中国政府は反補助金措置を採り、この種の損害または損害の脅威または障害を除去または軽減できる。

第四十四条 輸入製品の数量が大量に増加することにより、同類製品または直接競合する製品を生産する中国の産業に深刻な損害を与えるか深刻な損害の脅威が生じた場合、中国政府は必要な保障措置を採り、この種の損害または損害の脅威を除去または軽減できる上、当該産業に対し必要な支援を与えることができる。

第四十五条 その他の国または地域の役務提供者が中国に提供する役務が増加することにより、同類の役務または直接競合する役務を提供する中国の産業に損害を与えるか損害の脅威が生じた場合、中国政府は必要な救済措置を採り、この種の損害または損害の脅威を除去または軽減できる。

第四十六条 第三国が輸入を制限することにより、ある種の製品が中国市場に入る数量が大量に増加することとなり、すでに確立している中国の産業に損害を与えるか損害の脅威が生じた場合、もしくは中国の産業の確立に障害となる場合、中国政府は必要な救済措置を採り、当該製品の輸入を制限できる。

第四十七条 中華人民共和国と経済貿易条約・協定を締結するか共同加盟している国または地域が、条約・協定の規定に違反し、中華人民共和国が当該条約・協定に基づいて享受する利益を喪失させるか損害させた場合、もしくは条約・協定の目標の実現を阻害した場合、中華人民共和国政府は関係する国または地域の政府に適切な救済措置を採るよう求めた上、関係する条約・協定に基づき関連義務の履行を中止または終了する権利を有する。

第四十八条 国務院対外貿易主務部門は本法とその他関係する法律の規定に則り、対外貿易の2国間または多国間の協議・折衝および紛争の解決を行う。

第四十九条 国務院対外貿易主務部門と国務院のその他関係部門は、貨物の輸出入、技術の輸出入および国際サービス貿易の早期警戒・緊急対応体制を構築し、対外貿易におけ

る突発的・異常な状況に対応し、中国の経済安全を維持しなければならない。

第五十条 中国政府は本法で定める対外貿易救済措置を回避する行為に対し、必要な回避防止措置を採ることができる。

第九章 対外貿易の促進

第五十一条 中国政府は対外貿易発展戦略を策定し、対外貿易促進体制を構築し整備する。

第五十二条 中国政府は対外貿易発展の需要に基づき、対外貿易に奉仕する金融機関を構築・整備し、対外貿易発展基金・リスク基金を設立する。

第五十三条 中国政府は輸出入信用貸付、輸出信用保険、輸出戻し税およびその他対外貿易を促進する方式を通じ、対外貿易を発展させる。

第五十四条 中国政府は対外貿易公共情報サービスシステムを構築し、対外貿易事業者とその他一般公衆向けに情報サービスを提供する。

第五十五条 中国政府は措置を講じ、対外貿易事業者が国際市場を開拓し、対外投資・対外工事請負・対外役務協力など多種類の形式によって、対外貿易を発展させるよう奨励する。

第五十六条 対外貿易事業者は法に則り、関係する協会・商會を設立し加盟することができる。

関係する協会・商會は法律・行政法規を遵守し、定款に従いその会員に対し対外貿易に関わる生産・マーケティング・情報・研修などの面のサービスを提供し、協調と自律の役割を発揮し、法に則り対外貿易救済措置に関わる申し立てを出し、会員と業界の利益を守り、政府関係部門に対し会員からの対外貿易に関わる提案を伝え、対外貿易促進活動を推進する。

第五十七条 中国国際貿易促進組織は定款に従い、対外連絡を推進し、見本市を開催し、情報提供・コンサルタントサービスおよびその他の対外貿易促進活動を行う。

第五十八条 中国政府は中小企業の対外貿易の推進を援助し促進する。

第五十九条 中国政府は民族自治地方と経済未発達地区の対外貿易の発展を援助し促進する。

第十章 法的責任

第六十条 本法第十一条の規定に違反し、権限を与えられずに無断で国家貿易管理を実施する貨物を輸出入した場合、国務院対外貿易主務部門または国務院のその他関係部門は5万元以下の罰金を課すことができる。情状が深刻な場合、行政処罰決定の発効日から3年以内は、違法行為者の国家貿易管理貨物の輸出入業務従事の申請を受理しないか、もしくはすでに与えているその他の国家貿易管理貨物の輸出入の権限を取り消す。

第六十一条 輸出入禁止にあたる貨物を輸出入した場合、もしくは許可を受けずに無断で輸出入制限にあたる貨物を輸出入した場合、税関は関係する法律・行政法規の規定に則り処理・処罰する。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

輸出入禁止にあたる技術を輸出入した場合、もしくは許可を受けずに無断で輸出入制限にあたる技術を輸出入した場合、関係する法律・行政法規の規定に則り処理・処罰する。法律・行政法規に規定がない場合は、国務院対外貿易主務部門が是正を命じ、違法な所得を没収した上、違法所得の同額以上5倍以下の罰金を課す。違法所得がないか違法所得が1万元に満たない場合は、1万元以上5万元以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

前の両項で定める行政処罰決定の発効日または刑事処罰判決の発効日から、国務院対外貿易主務部門または国務院のその他関係部門は、3年以内は違法行為者の提出する輸出入割当額または許可証の申請を受理しないか、もしくは違法行為者に対し1年以上3年以下の期限内は関係する貨物または技術の輸出入事業活動への従事を禁止できる。

第六十二条 禁止にあたる国際サービス貿易に従事した場合、もしくは許可を受けずに無断で制限にあたる国際サービス貿易に従事した場合、関係する法律・行政法規の規定に則り処罰する。法律・行政法規に規定がない場合、国務院対外貿易主務部門が是正を命じ、違法な所得を没収した上、違法所得の同額以上5倍以下の罰金を課す。違法所得がないか違法所得が1万元に満たない場合は、1万元以上5万元以下の罰金を課す。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

国務院対外貿易主務部門は違法行為者に対し前項で定める行政処罰決定の発効日または刑事処罰判決の発効日から1年以上3年以下の期限内は関係する国際サービス貿易事業活動への従事を禁止できる。

第六十三条 本法第三十四条の規定に違反した場合、関係する法律・行政法規の規定に則り処罰する。犯罪を構成する場合は、法に則り刑事責任を追及する。

国務院対外貿易主務部門は違法行為者に対し前項で定める行政処罰決定の発効日または刑事処罰判決の発効日から1年以上3年以下の期限内は関係する対外貿易事業活動への従事を禁止できる。

第六十四条 本法第六十一条から第六十三条の規定に則り、関係する対外貿易事業活動への従事を禁止された場合、禁止期限内は、税関は国務院対外貿易主務部門が法に則り出

した禁止決定に基づき、当該対外貿易事業者の関係輸出入貨物について通関手続きを受け付けず、外国為替管理部門または公認外国為替銀行は為替決済手続きを受け付けない。

第六十五条 本法に則り対外貿易管理業務を受け持つ部門の職員が職務怠慢、私利による不正または職権の濫用を行い、犯罪を構成する場合、法に則り刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らない場合は、法に則り行政処分を与える。

本法に則り対外貿易管理業務を受け持つ部門の職員が職務上の役得を利用し、他者から財物を要求するか、もしくは他者から財物を不法に收受して便宜を図り、犯罪を構成する場合、法に則り刑事責任を追及する。犯罪を構成するに至らない場合は、法に則り行政処分を与える。

第六十六条 対外貿易事業活動の当事者が本法に則り対外貿易管理業務を受け持つ部門が出した具体的行政行為に対し不服の場合、法に則り行政不服審査を申し立てるか、裁判所に行政訴訟を提起できる。

第十一章 付則

第六十七条 軍用品、核分裂・核融合物質またはその種の物質を派生する物質に関わる対外貿易管理および文化的製品の輸出入管理は、法律・行政法規に別途規定がある場合、その規定に則る。

第六十八条 中国政府は国境地域と国境を接する国の国境地域との間の貿易および国境地域一帯の住民相互の交易に対し、柔軟な措置を採り、優遇と便宜を与える。具体的な方法は国務院が定める。

第六十九条 中華人民共和国の独立の関税地域は本法を適用しない。

第七十条 本法は2004年7月1日より施行する。

中華人民共和國商務部、中華人民共和國國家工商行政管理總局令
2004年第3号

『對外勞務合作經營資格管理規則』は、2004年1月12日に商務部の第1回部務會議で可決され、さらに2004年7月15日に國家工商行政管理總局の局務會議で可決された。よって、ここに公布し、公布から30日後に執行するものとする。

商務部部長 薄熙來
國家工商行政管理總局局長 王衆孚

2004年7月26日

對外勞務合作經營資格管理規則

第一條 對外勞務合作に対する管理を強化し、對外勞務合作市場の秩序を規範化して、海外派遣労働者の合法的な権利と利益を守り、對外勞務合作の質と管理レベルを引上げ、對外勞務合作の健全的な發展を促進するために、『中華人民共和國對外貿易法』と関連法規に基づいて本規則を定める。

第二條 本規則は、中国国内で登記された企業における對外勞務（研修生を含む）合作の經營資格管理に適用する。

第三條 對外勞務合作とは、本規則の規定を満たす国内の企業法人が、外国籍労働者の募集又は雇用が許可されている国（領土）外ของบริษัท・仲介機構・個人の雇用主と契約を締結し、契約で定めた条件に基づいて、わが国の国民を組織的に募集し、選抜して、国（領土）外に派遣し、外国側の雇用主に労働力のサービスを提供し、管理を行う經濟活動を指す。

第四條 對外勞務合作に従事する企業は、商務部の許可を得て、本規則に基づき對外勞務合作の經營資格を取得し、『中華人民共和國對外勞務合作經營資格證書』（以下、『資格證書』と称す）を取得して、初めて對外勞務合作活動を行うことができる。

国外の企業や自然人、並びに中国に駐在する外国の機構は、中国国内で労働

者を直接募集してはならない。

第五条 対外労務合作の経営資格を申請する企業は、下記の条件を満たしていなければならない。

- (一) 法律に基づいて登記登録している企業法人であり、3年以上登録しており、登録資本金が500万人民元以上である。中西部地区の企業は300万人民元以上とする。
- (二) 相当な業務能力があり、資産負債率は50%を超えず、好ましくない行為があったという記録がない。
- (三) 定まった営業場所を持ち、業務面積が300m²以上ある。
- (四) 健全な管理制度を有し、ISO9000品質マネジメントシステムの認証を取得している。
- (五) 対外労務合作準備金を納める十分な能力を有する。
- (六) 大学及び専門学校以上の学歴又は中級以上の役職を持つ対外労務合作の専門家が5名以上、専任の育成管理者と財務担当者が各2名以上、法律担当者が1名以上いる。
- (七) 相応の市場開拓能力と現場管理能力を具備している。
- (八) ある程度の業務の基礎があり、ここ3年間で、対外労務合作の経営資格を持つ企業に派遣労働者を300人以上提供している。

第六条 対外労務合作の経営資格を申請する企業は、以下の資料を提出しなければならない。

- (一) 企業の申請報告書
- (二) 企業の法人営業許可証の写し、銀行の与信証明書の原本
- (三) 会計士事務所が発行した企業の資産調査報告書・財務年度報告書・貸借対照表の写し、税務機関が発行した税金完納証明書の原本
- (四) 営業場所の財産権の証明書、又は定まった場所の賃貸証明書の写し
- (五) 会社の定款、経営管理制度、ISO9000品質マネジメントシステム認証証明書の写し
- (六) 本規則第五条第六項で定めた関連専門家の証明書の写し
- (七) 労働力海外派遣合作を行う予定である国又は地域のフィージビリティースタディ報告書
- (八) 対外労務合作経営資格を有する企業が発行した、海外派遣労働者提供数の証明書の原本

(九) 法律・法規により求められるその他の資料

- 第七条 企業が対外労務合作経営資格を申請する際には、登録地の省・自治区・直轄市又は計画単列都市の商務主管部門（以下、「地方商務主管部門」と称す）に書面の申請書を提出しなければならない。
- 第八条 地方商務主管部門は企業の申請書類を全て受領したら、10 営業日以内に一次審査を終え、一次審査の意見を企業の申請書類全てと一緒に商務部に提出する。
- 第九条 商務部は地方商務主管部門の一次審査の意見と企業の申請書類全てを受領したら、15 営業日以内に対外労務合作の経営資格を許可するか否かを回答し、写しを関係部門に送付する。許可しない場合には、理由を説明する必要がある。
- 第十条 企業は対外労務合作の経営資格許可を受けた日から 30 日以内に、元対外経済貿易部と財務部が公布した『対外労務合作準備金暫定規則』（2001 年第 7 号令）、及び商務部と財務部が公布した『「対外労務合作準備金暫定規則」の修正に関する決定』（2003 年第 2 号令）の規定に基づいて、対外労務合作準備金を納める手続きを取り、地方商務主管部門に赴いて『資格証書』を受領する。
- 第十一条 企業は『資格証書』を受領してから 30 日以内に、企業が従来登録した主管機関で登録の変更手続きを行なう。
- 第十二条 対外労務合作の経営資格を有する企業が、企業名・登録資本金・営業場所を変更する場合には、法律に基づいて企業が従来登録した主管機関に登録を申請しなければならない。登録が済んだら 30 営業日以内に、地方商務主管部門と商務部に報告する。
- 第十三条 商務部の認可を受けた対外工事請負業務の資格を有する企業は、当該企業が対外契約を締結した海外の請負工事プロジェクトに、必要な労働者を派遣することができる。
- 第十四条 認可を受けて設立した外国企業が投資する職業紹介機構、又は中外合弁人材仲介機構が、人材を募集して海外に派遣する業務を行う場合には、本規則第

六条で規定した関連資料を提出するほか、さらに外国投資企業の許可証書と外国投資企業の営業許可証の写しを提出しなければならない。

- 第十五条 国から特殊専門業に指定された業種については、商務部が関連部門と共に、別途経営資格条件を定める。
- 第十六条 すでに對外労務合作の経営資格を取得している企業は、本規則が実施された日から1年以内に、本規則で定めた条件を満たさなければならない。
- 第十七条 對外労務合作の経営資格を有する企業が、法律に基づいて登録を抹消されたか、登録を取消された場合、その経営資格は自動的に喪失する。
- 第十八条 地方商務主管部門は、對外労務合作経営資格を有する企業に対し、監督管理を強化しなければならない。本規則第五条第（一）項から第（七）項の規定に適合しない場合、1ヶ月以内に相応の条件を満たすよう要求しなければならない。達成できなかった場合には、商務部に報告してその経営資格を取消すよう求めることができる。
- 第十九条 對外労務合作経営資格を有する企業が、業務活動を行う過程で国の對外労務合作管理規定に違反した場合、商務部が警告を与えるか又は罰金を科す。犯罪を構成した場合には、法に基づき刑事責任を追及する。
- 第二十条 對外労務合作経営資格を有する企業が、業務活動を行う過程で国の工商行政管理規定や国の出入国管理規定に違反し、工商行政管理機関と公安機関から法に基づいて取り調べを受け処罰された場合には、商務部が警告を与える。
- 第二十一条 對外労務合作の経営資格を取得せず、法に基づく工商登録を行わずに無断で對外労務合作活動に従事した場合には、各クラスの商務主管部門と工商行政管理機関が、法に基づいて取り調べたうえ処罰する。犯罪を構成した場合には、法に基づき刑事責任を追及する。
- 第二十二条 商務部は、對外労務合作経営資格を有する企業名リストと処罰の情報を、定期的又は不定期に公表する。
- 第二十三条 本規則は公布日の30日後から実施する。同時に、元對外經濟貿易部が公布した『對外労務請負経営権に対する企業の申請資格条件の調整、及びその後の

管理の強化等の問題に関する通知』（[1999]外経貿政審函字 748 号）と『対外
工事請負及び対外労務合作の経営資格条件の一部調整に関する通知』（[2001]
外経貿発展字 735 号）の対外労務合作の経営資格許可に関する規定を廃止す
る。

第二十四条 本規則は商務部が国家工商総局と共に解釈する。